# 正社員/契約社員 裁判員等休暇規程

株式会社KPMG Ignition Tokyo

## 第1条 (目的)

この規程は、株式会社KPMG Ignition Tokyo (以下「会社」という) において、正社員/契約社員就業規則第41条の規定に基づき、裁判員等休暇について定めたものである。

#### 第2条 (定義)

裁判員等休暇は、裁判員候補者、裁判員又は検察審査員に選任された際に、同制度に参加し、その責務を果たす社会的責任の一環として与える休暇である。

#### 第3条 (取得事由及び日数)

従業員が以下の各号のいずれかに該当し、当該従業員から請求があった場合、 裁判員等休暇を付与する。

- (1) 裁判員候補者として通知を受け、裁判所に出頭するとき
- (2) 裁判員として選任を受け、裁判審理に参加するとき
- (3) 検察審査員として選任を受け、検察審査会に出席するとき
- 2. 裁判員等休暇の付与日数は、裁判員候補者、裁判員又は検察審査員として裁判所に出頭するために必要な日数とする。
- 3. 前項の定めにかかわらず、契約社員はその契約期間内に限り裁判員等休暇を取得することが出来る。

## 第4条 (給与の取り扱い)

裁判員等休暇は有給とする。

## 第5条 (休暇の申出)

裁判員等休暇を取得するときは、事前に所定の様式により届出をしなければならない。

2. 裁判員候補者として、裁判員等選任手続の期日に出頭及び裁判員又は検察審査員とて職務に従事した際には、遅滞なく、裁判所が発行する証明書等を提出し、裁判員等休暇を申請するものとする。

## 第6条 (パートナーの取扱い)

パートナーについては、本規程に準じた取扱いとする。

#### 第7条 (改廃)

本規程の改廃は、規程管理規程の定めに従う。ただし、労働基準法の定める手続を経て行うこととする。

附則 本規程は、2019年7月1日より施行する。 本規程は、2021年4月1日より改定する。

2019年7月1日制定